

事務連絡
令和2年4月2日

各〔都道府県
政令指定都市
中核市〕 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
障害児通所支援事業所の対応について

令和2年3月の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業の要請に関連しては、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校一斉休業を受けた対応について（令和2年2月27日付事務連絡）」等に基づき取り組んでいたところですが、このたび、文部科学省が「Ⅱ．新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（以下「臨時休業ガイドライン」という。）を改訂し、地域によっては学校を臨時休業することが考えられます。放課後等デイサービス事業所・児童発達支援事業所について、下記の通りの取扱いといたしますので、管内市区町村に対し周知をお願いいたします。

記

1 放課後等デイサービスについて

- 現在、放課後等デイサービス事業所は、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしているところ、今般、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「感染拡大警戒地域」とされる感染状況が拡大傾向にある地域においては、その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきとされているところである。そうした地域の市区町村においては、地域の感染状況を踏まえつつ、事業所への通所サービスの提供を縮小して実施すること、あるいは、児童や職員が感染した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で、事業所への通所サービスの提供を縮小して実施することも困難なときは臨時休業することを検討いただきたい。
- その際、家にいることが可能な保護者に対して、市区町村の要請に基づき、利用を控えるようお願いすることなどが考えられること。この場合においても、必要な者に支援が提供されないということがないように、市区町村において十分に検討いただきたい。
- 一方、事業所への通所サービスを縮小又は臨時休業する場合でも、電話や訪問などにより、放課後等デイサービス事業所が児童の健康管理や相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入

のきっかけとなることから重要である。また、家庭にとどまることで児童や保護者にかかることが想定されるストレスの緩和や、当該児童の円滑な通所再開のためにも、事業所と保護者、児童がコミュニケーションを継続することが望ましいと考えている。具体的には、障害児とその保護者が安心して自宅にとどまっていただけるよう、保護者の理解を得つつ、以下の例を参考に、個々の状況に応じた支援を実施していただきたい。

(具体的なサービス内容の例)

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所では出来ない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

- これら支援を実施したときの報酬等の取り扱いについては、これまでお示ししたものと変わらないので、基本報酬に学校休業日単価を用いるほか、「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて（3月24日版）」（令和2年3月24日付け事務連絡。以下「3月24日版Q&A」という。）等を参照されたい。

（3月24日版Q&Aのうち、Q10-2については、3月2日から春休みの開始までの保護者の利用料についての公的支援のため、4月以降の対応は決まっていない。）

- 児童や保護者のストレスが高く緊急性が高いと判断される場合は、人数、時間等を限定して事業所において支援を実施するなどの対応を、自治体及び放課後等デイサービス事業所において検討いただきたい。

- 児童への支援に当たっては、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付け事務連絡）、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日付け事務連絡）、「社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」の周知について」（令和2年3月9日付け事務連絡）を踏まえ、感染防止に努めていただきたい。

2 児童発達支援について

- 現在、児童発達支援事業所は、感染の予防に留意した上で、原則として開所されているものとするが、今般の状況に鑑み、1の放課後等デイサービスの取り扱いと同様に、児童発達支援においても、地域の感染状況を踏まえつつ、事業所への通所サービスの提供を縮小して実施すること、あるいは、児童や職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で、事業所への通所サービスの提供を縮小して実施することも困難なときは臨時休業することを検討いただきたい。

- その際の留意点は1のとおりなので参照されたい。
- 児童発達支援を施設で行わなかった場合における報酬請求の考え方については、放課後デイサービスと同様とするので、3月24日版Q&A等を参照されたい。

以上

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 TEL：03－5253－1111（内線3037，3102） FAX：03－3591－8914 E-mail： shougaijishien@mhlw.go.jp
--